

令和8年10月

神戸市週休2日制工事実施要領の改定について (建築・建築設備工事)

令和6年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、本市では、原則全ての建築及び建築設備工事を週休2日制工事で発注することとしています。

「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について(令和8年3月31日付国土交通省事務連絡)」を受け、この度、「神戸市週休2日制工事実施要領(建築・建築設備工事)」における「労務費等の単価の補正」及び「現場管理費の補正」を廃止しました。

適用：令和9年4月1日以降に公告する工事

(神戸市建築技術管理委員会事務局)

kentikugikan@city.kobe.lg.jp